

兵庫県公報

平成26年12月16日 火曜日 第 2655 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 農用地利用配分計画の認可（農業経営課）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）	4
○ 家畜人工授精師養成講習会の開催（畜産課）	4
○ 林業種苗生産事業者講習会の開催（林務課）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神南県民センター）	6
○ 同 上（同）	7
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7
○ 平成26年度兵庫県技能顕功賞表彰（能力開発課）	10
○ 平成27年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	19
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	20
○ 同 上	22
公安委員会規則	
○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	23
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	23
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	29
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	30
○ 教習指導員審査の実施	31

公布された法令のあらまし

●警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（公安委員会規則第7号）

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第23号）附則に規定する公安委員会規則で定める日は、平成27年3月2日とすることとした。

●交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第8号）

- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正により、兵庫県姫路警察署、兵庫県飾磨警察署及び兵庫県網干警察署の管轄区域が変更されることに伴い所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県姫路警察署姫路駅前交番の位置の変更に伴い所要の整備を行うこととした。
- 町名の変更に伴い、兵庫県須磨警察署妙法寺交番、兵庫県神戸西警察署井吹台交番及び兵庫県明石警察署明舞交番の所管区域について、所要の整備を行うこととした。
- その他所要の整備を行うこととした。

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第9号）

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正による姫路市内の警察署の管轄区域の変更に伴い、住民の免許証等に係る申請等の利便性の維持及び事務能率の維持を図るため、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1096号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について以下のとおり認可した。

（「以下のとおり」は省略し、今回認可した農用地利用配分計画を兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 今回認可した農用地利用配分計画の概要

（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住 所	
第13号	農事組合法人 みやまえ営農	加古川市西神吉町宮前1124	加古川市西神吉町宮前西ノ口1299 ほか96筆
第14号	井村 亮太	姫路市網干区新在家290—11	姫路市網干区坂出竹ノ下303—1ほか 2筆
第15号	田村 弥生	姫路市大津区北天満町140	姫路市網干区坂出竹ノ下311ほか3 筆
第16号	淵野 裕考	宝塚市大原野字波坂 1—188	宝塚市切畑西ヶ平 2—1ほか2筆
第17号	農事組合法人 きすみの営農	小野市下来住町1867	小野市来住町船本2446ほか131筆
第18号	白井 浩三	加東市木梨672	加東市木梨川ノ下688ほか5筆
第19号	株式会社 玄米家	加東市牧野1871—9	加東市牧野七ツ町489ほか3筆
第20号	藤井 宏	加東市河高2470—3	加東市河高西大蔵2631—2ほか6 筆
第21号	岡田 嘉浩	加東市少分谷261—1	加東市少分谷小イ川ノ上24ほか12 筆
第22号	藤本 茂一	多可郡多可町加美区箸荷1046	多可郡多可町加美区大袋小嶋402— 1ほか1筆
第23号	有限会社 夢前夢工房	姫路市夢前町宮置909—1	姫路市夢前町宮置才ノ木315ほか 111筆

26

第24号	株式会社 新野営農	神崎郡神河町新野661—2	神崎郡神河町新野梅ノ木490ほか89筆
第25号	株式会社 谷営農	神崎郡市川町谷351	神崎郡市川町谷サイノキ92—1ほか306筆
第26号	農事組合法人 板坂営農組合	神崎郡福崎町高岡1921—11	神崎郡福崎町高岡大明寺405ほか44筆
第27号	農事組合法人 河谷営農組合	豊岡市河谷38	豊岡市河谷魚ノ口35ほか4筆
第28号	株式会社 百合地営農	豊岡市百合地525—1	豊岡市百合地サワリ306ほか3筆
第29号	川上 勝央	洲本市木戸292	洲本市木戸苧抜297—1ほか3筆
第30号	有限会社 芝床重機	淡路市山田甲706	淡路市野島常磐大戸83—8ほか5筆
第31号	井上 博和	小野市古川町502	小野市古川町へノハタ1642ほか7筆
第32号	吉川 創	小野市古川町113—2	小野市古川町村下435ほか50筆
第33号	井上 勝	小野市古川町1109—4	小野市古川町山ノ下1584ほか19筆
第34号	松本 順三	小野市古川町684—1	小野市古川町松葉1542—1ほか14筆
第35号	多鹿 敏明	小野市日吉町142	小野市天神町音谷539—160ほか11筆
第36号	多鹿 俊雄	小野市日吉町100	小野市日吉町坂ノ下203ほか23筆
第37号	多鹿 正治	小野市日吉町108	小野市日吉町中尾116—1ほか5筆
第38号	中尾 一成	小野市日吉町129	小野市日吉町箕ヶ谷716
第39号	藤井 敏明	加東市鳥居320	加東市鳥居三明182ほか8筆
第40号	根山 進	加東市下三草159	加東市下三草堂ノ前330—2
第41号	藤川 正幸	加東市稲尾326	加東市高岡大谷東1179—1ほか7筆

第42号	末廣 栄治	加東市穂積613—1	加東市穂積堀池316ほか5筆
第43号	中谷 農事組合法人	豊岡市中谷133—1	豊岡市中谷カタブケ432ほか101筆

2 農用地利用配分計画を認可した日

平成26年12月5日



兵庫県告示第1097号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

林谷土地改良区

氏 名	住 所
小 谷 喜 昭	姫路市林田町林谷94番地
榎 十	同 市林田町林谷776番地1
木 村 友次郎	同 市林田町林谷598番地
児 嶋 明	同 市林田町林谷257番地
森 崎 弘 光	同 市林田町林谷823番地



兵庫県告示第1098号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催する。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 講習会に係る家畜の種類

牛

2 開催期日

平成27年2月2日（月）から同月27日（金）まで

3 開催場所

県立農林水産技術総合センター 農業大学校 加西市常吉町荒田1256—4
県立農林水産技術総合センター 淡路農業技術センター 南あわじ市八木養宜中560—1

4 講習会の別

家畜人工授精に関する講習会

5 受講対象者

家畜人工授精師の免許を取得しようとする者
おおむね30名

6 受講科目

(1) 学科

ア 一般科目

- (7) 畜産概論
- (1) 家畜の栄養
- (7) 家畜の飼養管理
- (2) 家畜の育種
- (7) 関係法規

イ 専門科目

- (7) 生殖器解剖
- (f) 繁殖生理
- (g) 精子生理
- (c) 種付けの理論
- (d) 人工授精

(2) 実習

- ア 家畜の飼養管理
- イ 家畜の審査
- ウ 生殖器解剖
- エ 発情鑑定
- オ 精液精子検査法
- カ 人工授精

7 受講手続

受講対象者は、所定の受講願書（最寄りの家畜保健衛生所において交付）に、20,000円分の兵庫県収入証紙を貼り付け、戸籍抄本、履歴書を添えて最寄りの家畜保健衛生所へ郵送又は持参すること。

8 願書の提出期限

平成27年1月16日（金）必着



兵庫県告示1099号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年1月21日（水）午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎402会議室

2 講習内容及び講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 講習対象者

県内に住所を有する者で、林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者又はその従事者

4 受講手続

(1) 提出書類

林業種苗生産事業者講習会申込書

申込書は、兵庫県農政環境部農林水産局林務課及び各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民センターにあつては阪神北県民局阪神農林振興事務所）において配布する。

(2) 提出期間

平成26年12月16日（火）から平成27年1月7日（水）まで

なお、郵送の場合は、平成27年1月7日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

住所地を管轄する各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民センターにあつては阪神北県民局阪神農林振興事務所）

(4) 講習手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を林業種苗生産事業者講習会申込書に貼り付けること。



兵庫県告示第1100号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市川上字大戸3042の2、山内字ヲウト3088の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1101号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
3級基準点測量 No. 788（新設）
- 2 作業期間
平成26年12月15日から平成27年2月27日まで
- 3 作業地域
西宮市段上町2丁目



兵庫県告示第1102号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年9月29日から同年11月28日まで
- 3 作業地域
尼崎市水堂町1丁目



兵庫県告示第1103号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成26年12月16日

阪神南県民センター長 西 上 三 鶴

- 1 指定する土地等の所在地
西宮市鷺林寺字剣谷10番1

2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途

(1) 土地又は建物若しくは工作物の別

土地

(2) 用途

県立西宮甲山高等学校校庭

3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

兵庫県

(2) 住所（主たる事務所の所在地）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

(3) 代表者の氏名

兵庫県知事 井 戸 敏 三

4 指定する理由

阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1104号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成26年12月16日

阪神南県民センター長 西 上 三 鶴

1 指定する土地等の所在地

西宮市甲山町45番7

2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途

(1) 土地又は建物若しくは工作物の別

土地

(2) 用途

甲山なかよし池

3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

兵庫県

(2) 住所（主たる事務所の所在地）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

(3) 代表者の氏名

兵庫県知事 井 戸 敏 三

4 指定する理由

阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積（㎡）	地 目

15	西宮市甲子園八番町28番	261.91	宅 地
16	川西市向陽台三丁目 2 番62	196.81	宅 地
17	姫路市北平野南の町414番 1	1,030.76	宅 地
18	豊岡市九日市上町字サクラ653番14	2,340.54	雑種地
19	美方郡新温泉町芦屋字浜岡743番 3、同字水尻853番54	377.53	宅 地
20	篠山市郡家字田中859番	690.62	宅 地
21	洲本市由良三丁目1438番17	425.87	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
平成26年12月16日（火）から平成27年1月6日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号15

ア 場所

西宮市櫛塚町2-28

西宮庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年1月13日（火）午前10時30分から

(2) 物件番号16

ア 場所

川西市向陽台1-8

川西緑台高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年1月13日（火）午後2時30分から

(3) 物件番号17

ア 場所

姫路市北条1-98

姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年1月9日（金）午後2時から

(4) 物件番号18

ア 場所

豊岡市加広町6-68

豊岡総合高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年1月8日（木）午後0時30分から

(5) 物件番号19

ア 場所

美方郡新温泉町芦屋522-4

新温泉庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年1月14日（水）午後1時30分から

(6) 物件番号20

ア 場所

篠山市郡家451-2

篠山庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年1月15日（木）午後2時から

(7) 物件番号21

ア 場所

洲本市塩屋2-4-5

洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成27年1月16日（金）午後2時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時まで提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
 - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
 入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先
 兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班
 電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



平成26年度兵庫県技能顕功賞表彰

兵庫県技能顕功賞規則（昭和41年兵庫県規則第58号）第2条の規定により、平成26年11月10日に次の者を表彰した。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

職種及び氏名

金属材料製造の職業

製鉄工

吉 岡 肇	加古川市
牛 島 哲 也	加古郡稲美町

型打鍛造工

辻 井 龍 也	神崎郡福崎町
---------	--------

手かじ（鍛造）工

池 田 光	三田市
二 杉 廣 顯	三木市

刃物製造工

前 田 敏 克	三木市
---------	-----

金属熱処理工

有 本 好 秀	姫路市
倉 嶋 邦 彦	加古川市

熱間圧延工

佐 藤 之 広	神戸市東灘区
谷 口 辰 也	尼崎市
大 住 祝 生	姫路市
藤 田 憲 一	神崎郡神河町

中間製品検査工

原 誠 司	神戸市北区
福 田 佳 隆	姫路市

非破壊検査工

大 森 勇	神戸市須磨区
細 見 茂	同 市西区
辰 田 清 司	揖保郡太子町

鋳物仕上工

上高原 孝	大阪府羽曳野市
-------	---------

金属製品製造・管理工

森 博 文	宝塚市
-------	-----

金属加工の職業

旋盤工

山口政和	尼崎市
フライス盤工	
玉井克尚	尼崎市
数値制御金属工作機械工	
増田大三	伊丹市
逸見信也	明石市
江草和治	加古川市
遠藤芳邦	神戸市西区
村津雅之	加古川市
高田義勝	京都府福知山市
金型設計・旋盤工	
宮本弘	姫路市
板金工	
大寺弘	神戸市垂水区
天野吉樹	高砂市
玉井秀信	同市
元武敏之	加古川市
金属手仕上工	
山下雄司	伊丹市
半仁田照明	同市
その他の金属加工等の職業	
製かん工	
藤田晴男	加古郡稲美町
金属検寸工	
高山英正	加古川市
けがき工	
丸井浩	神戸市長田区
アーク溶接工	
山田雅巳	三田市
常陰和久	姫路市
山本繁	赤穂市
電気めっき工	
江川穂高	大阪府寝屋川市
一般機械器具組立等の職業	
タービン組立・調整工	
春藤浩	神戸市垂水区
岸博之	高砂市
藤田徹	神崎郡福崎町
産業用機械組立工	
平田生男	加古郡稲美町
機械部品組立工	
中入地浩志	加古川市
機械修理工	
今吉武雄	加古川市
恒松弘志	同市
久原久己	姫路市
機械検査工	
本田正宏	神戸市須磨区
電気機械器具組立等の職業	
発電機組立・調整工	

森 清 弘	姫路市
電動機組立・調整工	
唐 田 行 庸	宝塚市
開閉制御機器組立工	
大 塚 靖 則	尼崎市
森 岡 一 彦	三木市
電気機械部品組立工	
永 安 真 一	神戸市垂水区
配電・制御装置修理工	
辻 西 克 則	伊丹市
油 谷 信 義	加古川市
配電・制御装置組立工・修理工	
添 田 信 男	明石市
電気通信機器組立工	
勇 新 吾	神戸市垂水区
三 谷 悟	大阪府箕面市
米 田 勉	尼崎市
電子計算機組立・調整工	
山 本 勝 利	姫路市
医療用電子機器組立・調整工	
小 田 静 男	赤穂市
磁気応用機器巻線組立工	
稲 岡 茂 之	神戸市垂水区
電気通信・制御機器組立・調整工	
宮 内 礼 三	高砂市
半導体チップ製造工	
那 波 修 司	三田市
電球・電子管製造工	
笠 原 寿 治	西宮市
プリント基盤組立工	
阪 井 正 行	伊丹市
電子機構部品組立工	
林 俊 之	尼崎市
電気機械器具保守員	
中 原 信 幸	姫路市
秋 久 和 利	高砂市
配電・発電員	
中 尾 達 男	加古川市
電気配線工事作業員	
駒 田 和 幸	姫路市
電気工事検査員	
寺 田 守 雄	姫路市
輸送用機械器具組立等の職業	
自動車車体・車台組立工	
宮 脇 保 則	三木市
自動車整備工	
上 月 章 司	加古川市
車両組立工	
中 島 和 久	神戸市西区
木 原 政 吉	明石市

松尾雅史	加古川市
甲板部ぎ装工	
久保好己	神戸市北区
船舶修理工	
高橋誠二	明石市
船体組立工	
岡本秀司	神戸市兵庫区
廣瀬新	加古郡播磨町
衣服の職業	
婦人・子供服注文仕立職	
藤岡貞美	姫路市
建設・土木等の職業	
建築大工	
難波清五	神戸市北区
吉岡唯	同 市西区
浦川忠司	多可郡多可町
名村公男	たつの市
太田垣政幸	豊岡市
今西俊之	篠山市
津根金作	丹波市
宮大工	
福田幸義	姫路市
その他の建設・建設機械運転の職業	
かわらふき工	
岸川嘉明	多可郡多可町
左官	
福山晃造	神戸市長田区
邑智正一	宝塚市
坂田泰彦	高砂市
大野優	丹波市
配管工	
荒井雅明	明石市
増田美隆	高砂市
杉岡輝保	西脇市
中村哲也	姫路市
建築板金工	
崎谷雅樹	姫路市
植木職・造園工等の職業	
造園工	
長井秀彰	神戸市西区
今榮英保	姫路市
芦田良雄	尼崎市
前田政志	たつの市
阪上榮造	宝塚市
長谷弘明	南あわじ市
窯業製品・化学製品製造等の職業	
陶磁器焼成工	
上中稲右衛門	篠山市
大上雅司	同 市
ゼラチン・コラーゲン・膠製造工	

土居昌裕	揖保郡太子町
石切工	
太田五郎	豊岡市
石彫工（工芸的な物を除く。）	
大田實	美方郡香美町
石工	
喜多明雄	尼崎市
木製品・かわ製品製造等の職業	
木型木工	
大原強	三木市
算盤組立業	
藤野瀧一	小野市
仏壇製造工	
原田眞一郎	姫路市
菰樽製造工	
畠百合子	篠山市
食料品製造等の職業	
製めん工	
小林周三	姫路市
洋生菓子製造工	
橋本佳津馬	尼崎市
岸井隆	西宮市
杜氏	
五十嵐文也	明石市
中村庄一	美方郡香美町
岡田隆博	同郡新温泉町
寺谷保	同郡同町
山本隆章	同郡同町
小田原利昭	西宮市
生活衛生サービスの職業	
美容師	
吉村太雲	明石市
頃安歌子	西脇市
飲食物調理等の職業	
日本料理調理人	
宮忠利	明石市
森本泰宏	神戸市垂水区
高瀬圭式	宝塚市
福永武英	神崎郡福崎町
西洋料理調理人	
岩田勝清	明石市
松村智明	神戸市垂水区
中華料理調理人	
塚口昌樹	神戸市須磨区
給食調理人	
深澤讓	神戸市須磨区
飲食物給仕	
檜山和司	神戸市兵庫区
表具師、塗装工、畳工、写真工等の職業	
表具師	

根 津 良 一	神戸市灘区
杉 澤 喜 雄	南あわじ市
金属塗装工	
伊 藤 正 人	尼崎市
金属建具取付工	
笹 倉 清 吾	西脇市
建具ガラスはめ込工	
村 岡 靖 泰	宝塚市
室内装飾工	
杉 本 悟	西脇市
長 澤 正 男	豊岡市
鋼製下地・ボード仕上げ	
吉 谷 崇	神戸市西区
写真工	
戸 井 英 雄	姫路市
広告美術工、製図工等の職業	
製図工	
平 田 浩	西宮市
井 上 安 秀	加古郡播磨町
装身具等身の回り品製造の職業	
貴金属細工加工工	
菊 井 一 夫	西宮市
フラワー装飾師	
岩 橋 康 子	伊丹市
その他の職業	
振動音響実験工	
中 安 敬 祐	神戸市垂水区
化学実験工	
高 村 嘉津弥	三木市
流動実験者	
渡 壁 壽 人	高砂市
用水設備整備員	
山 原 秀 史	相生市



平成27年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成27年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 研修内容
園芸療法に関する研修
- 2 募集人員
全寮制コース 若干名
通学制コース 若干名
- 3 修業年限
全寮制コース 1年
通学制コース 2年
- 4 受講生の決定方法
筆記試験、適性検査、個人面接により、受講生を決定する。
- 5 試験日及び会場

- (1) 日程
平成27年2月1日（日）
- (2) 会場
淡路市野島常盤954—2
県立淡路景観園芸学校

6 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 医療・福祉関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を有する者
- (2) 園芸・造園関連の短期大学、専門学校、大学を卒業した者及び平成27年3月卒業見込みの者
- (3) 大学を卒業した者及び平成27年3月卒業見込みの者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成27年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成27年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (6) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者

7 応募手続

(1) 応募書類

- ア 受講願書
- イ 自己紹介文

(2) 応募書類の配布

県立淡路景観園芸学校において配布する。

なお、応募書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、250円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 受付期間

平成27年1月5日（月）から同月16日（金）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、平成27年1月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954—2
県立淡路景観園芸学校

8 結果発表

(1) 発表日

平成27年2月10日（火）

(2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校に合格者の受験番号を掲示する。

また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 応募についての問合せ先

県立淡路景観園芸学校
電話番号（0799）82—3455



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン姫路
所在地 姫路市延末字狭間435番地3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 イオンタウン株式会社
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
代表者の氏名 大 門 淳
- 3 変更事項
駐車場の収容台数
 - (1) 変更前
920台
 - (2) 変更後
567台
- 4 変更年月日
平成27年7月18日
- 5 届出年月日
平成26年11月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
平成26年12月16日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年4月16日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン高砂
所在地 高砂市梅井5丁目57-14
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 イオンタウン株式会社
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
代表者の氏名 大 門 淳

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3-52	加 栗 章 男
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	高 橋 宰
株式会社大創産業 他3者	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	矢 野 博 文

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3-52	加 栗 章 男
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	小 島 正 之
株式会社大創産業 他3者	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	矢 野 博 文

4 変更年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年5月26日

5 届出年月日

平成26年11月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年12月16日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年4月16日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョイフルプラザ稲美
所在地 加古郡稲美町国岡一丁目106番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
代表者の氏名 小 島 正 之

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前

名称 ダイキ株式会社
 住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
 代表者の氏名 高 橋 宰

イ 変更後

名称 ダイキ株式会社
 住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
 代表者の氏名 小 島 正 之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オージョイフル	大阪府豊中市庄内西町五丁目1番9号	矢 島 和 久
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉東町2丁目3番28号	浅 田 克 己
藤久株式会社	名古屋市名東区高社1丁目210番地	後 藤 正 巳
他1者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	小 島 正 之
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉東町2丁目3番28号	浅 田 克 己
藤久株式会社	名古屋市名東区高社1丁目210番地	後 藤 正 巳
他1者		

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年5月26日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成21年3月1日ほか

5 届出年月日

平成26年11月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成26年12月16日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成27年4月16日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第2工区）

たつの市龍野町中井字池ノ下943番4の一部、943番14、947番2の一部、979番2の一部、980番2、982番2、983番2、984番1、984番2、985番から989番まで、990番の一部、991番の一部、996番、996番2の一部、997番、997番1、998番、999番の一部、1000番、1001番、1002番1、1003番、1004番、1005番1、1007番1、1008番、1009番1、1010番1、1012番1、1013番1、1014番1、1014番2、1015番1、1016番、1017番、1042番2、1043番2、1053番、1054番、1055番1、1055番2、1056番

同 市龍野町中井字鎌鼻876番から879番まで、880番3から880番5まで、879番地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町中井338番地
 日本ジャイアントタイヤ株式会社 代表取締役 アディルソン・サントス
 3 許可年月日及び許可番号
 平成26年11月10日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-28-3号（25 たつの）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第87号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び指定した施設の指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年12月16日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

介護老人保健施設 こうべ	同 市中央区日暮通5丁目5-8
介護老人保健施設 みなと	同 市中央区新港町13-2

」

を

「

介護老人保健施設 こうべ	同 市中央区日暮通5丁目5-8
--------------	-----------------

」

に、

「

兵庫県災害医療センター	同 市中央区脇浜海岸通1丁目3-1
医療法人 一輝会 荻原みさき病院	同 市兵庫区切戸町6-26

」

を

「

兵庫県災害医療センター	同 市中央区脇浜海岸通1丁目3-1
介護老人保健施設 サニーピア	同 市中央区波止場町3-12
医療法人 一輝会 荻原みさき病院	同 市兵庫区切戸町6-26

」

に改め、同表上郡町の項中

「

上郡町	医療法人社団 豊寿会 介護老人保健施設 高嶺の郷	上郡町山野里2305-1
	医療法人豊寿会 菅原病院	同 町大持202-2

」

を
「

上郡町	医療法人社団 豊寿会 介護老人保健施設 高嶺の郷	上郡町山野里2305—1
-----	-----------------------------	--------------

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

特別養護老人ホーム パーマリィ・イン千 鳥山荘	同	市兵庫区千鳥町3丁目5—1
社会福祉法人 鈴蘭台荘	同	市北区鈴蘭台東町2丁目4—6

を

「

特別養護老人ホーム パーマリィ・イン千 鳥山荘	同	市兵庫区千鳥町3丁目5—1
介護型ケアハウス イルマーレ	同	市兵庫区菊水町10丁目40—1
社会福祉法人 鈴蘭台荘	同	市北区鈴蘭台東町2丁目4—6

に改め、同表芦屋市の項中

「

ザ・レジデンス芦屋スイートケア	同	市海洋町12—3
-----------------	---	----------

を

「

ザ・レジデンス芦屋スイートケア	同	市海洋町12—3
特別養護老人ホーム 陽光苑	同	市陽光町3—75

に改め、同表加古川市の項中

「

パストラル加古川	同	市平岡町新在家1224—16
----------	---	----------------

を

「

パストラル加古川	同	市平岡町新在家1224—16
Charm (チャーム) 加古川尾上の松	同	市尾上町養田8—4

に改め、同表宝塚市の項中

「

宝塚市	サンビナス宝塚	宝塚市花屋敷つつじが丘4—11
	宝塚養護老人ホーム 福寿荘	同 市安倉西3丁目1—5

を

「

宝塚市	宝塚養護老人ホーム 福寿荘	宝塚市安倉西3丁目1—5
-----	---------------	--------------

に、
「

チャームスイート宝塚売布	同 市売布4丁目1-25
--------------	--------------

を
「

チャームスイート宝塚売布	同 市売布4丁目1-25
特別養護老人ホーム 宝塚すみれ栄光園	同 市弥生町2-2
介護付ケアハウス ケアハウス宝塚	同 市弥生町2-2
結いホーム宝塚	同 市弥生町2-1
トラストガーデン宝塚	同 市花屋敷つつじガ丘4-11

に改める。

3 身体障害者支援施設及び保護施設の表中

加西市	身体障害者療護施設 ナーシングピア加西	加西市国正町字赤山1402-1
朝来市	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団 身体障害者授産施設 恵生園	朝来市和田山町竹田1811

を
「

加西市	身体障害者療護施設 ナーシングピア加西	加西市国正町字赤山1402-1
丹波市	春日育成苑	丹波市春日町野村65-1
朝来市	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団 身体障害者授産施設 恵生園	朝来市和田山町竹田1811

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第88号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年12月16日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表淡路市の項中

社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷淡路病院	同 市岩屋38
-----------------------	---------

を
「

聖隷淡路病院	同 市夢舞台1-1
--------	-----------

」
に改める。

2 老人ホームの表川西市の項中

「

社会福祉法人 川西市社会福祉事業団 川西市立養護老人ホーム 満寿荘	同 市湯山台2丁目46
-----------------------------------	-------------

を
「

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 川西市立養護老人ホーム 満寿荘	同 市湯山台2丁目46
-----------------------------------	-------------

」
に改める。

公 安 委 員 会 規 則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年12月16日

兵庫県公安委員会
委員長 塚本 哲夫

兵庫県公安委員会規則第7号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第23号）附則に規定する公安委員会規則で定める日は、平成27年3月2日とする。



交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

兵庫県公安委員会
委員長 塚本 哲夫

兵庫県公安委員会規則第8号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県須磨警察署の部東須磨交番の項、若宮交番の項、高倉台交番の項、須磨寺交番の項及び須磨駅前交番の項を次のように改める。

東須磨交番	須磨区南町 1丁目	須磨区のうち 稲葉町1丁目から7丁目まで 北町1丁目から3丁目まで 月見山本町 1、2丁目 戸政町3、4丁目 中島町1丁目 中島町3丁目 東町3、 4丁目 堀池町2丁目 松風町3丁目から7丁目まで 南町1丁目から 3丁目まで 行幸町3、4丁目
-------	--------------	---

若宮交番	須磨区若宮町1丁目	須磨区のうち 青葉町1丁目から4丁目まで 磯馴町1丁目から6丁目まで 衣掛町1丁目から5丁目まで 小寺町1丁目から4丁目まで 須磨浦通1丁目（行幸町1丁目1番街区西側道路中央線を海岸線へ延長した線以西を除く。） 外浜町1丁目から4丁目まで 鷹取町1丁目から4丁目まで 古川町1丁目から4丁目まで 行幸町1丁目（1、6番街区西側道路以西を除く。） 村雨町3丁目から6丁目まで 行平町1丁目から3丁目まで 若宮町1丁目から3丁目まで
高倉台交番	須磨区高倉台4丁目	須磨区のうち 多井畑（高倉台南側飛地） 高倉台1丁目から8丁目まで 西須磨のうち 西須磨の一部（第2神明道路以北） 高倉山の一部（第2神明道路以北） 立原谷の一部（第2神明道路以北） 青山の一部（第2神明道路以北） 東須磨のうち 青山の一部（梅尾山頂から須磨離宮公園に至るりょう線以西）
須磨寺交番	須磨区須磨寺町4丁目	須磨区のうち 桜木町1丁目から3丁目まで 潮見台町3、4丁目 須磨寺町1丁目から5丁目まで 関守町2、3丁目 高倉町1、2丁目 千守町1、2丁目 離宮西町1、2丁目 西須磨のうち 西須磨の一部（第2神明道路以北を除く。） 高倉山の一部（第2神明道路以北を除く。） 立原谷の一部（第2神明道路以北を除く。） 青山の一部（第2神明道路以北を除く。）
須磨駅前交番	須磨区須磨浦通4丁目	須磨区のうち 一ノ谷町1丁目から5丁目まで 潮見台町1、2丁目 潮見台町5丁目 須磨浦通1丁目の一部（行幸町1丁目1番街区西側道路中央線を海岸線へ延長した線以西） 須磨浦通2丁目から6丁目まで 須磨本町1、2丁目 関守町1丁目 天神町1丁目から5丁目まで 行幸町1丁目の一部（1、6番街区西側道路を除く以西） 行幸町2丁目 西須磨のうち 鉄拐 鉄拐山

別表第1兵庫県須磨警察署の部妙法寺交番の項中「車」を「車 桜の杜1、2丁目」に改め、同部名谷中央交番の項を次のように改める。

名谷中央交番	須磨区中落合2丁目	須磨区のうち 神の谷1丁目から7丁目まで 北落合1丁目から6丁目まで 中落合1丁目から4丁目まで 西落合1丁目から7丁目まで 東落合1丁目から3丁目まで 緑台 南落合1丁目から4丁目まで 弥栄台1丁目から5丁目まで 竜が台1丁目から7丁目まで
--------	-----------	--

別表第1兵庫県神戸西警察署の部高和駐在所の項及び栄交番の項中「県道志染平野線」を「県道三木平野線」に改め、同部井吹台交番の項中「井吹台西町1丁目から6丁目まで 井吹台西町8丁目」を「井吹台西町1丁目から8丁目まで」に改め、同表兵庫県明石警察署の部朝霧町交番の項中「朝霧町1、2丁目 朝霧町3丁目（朝霧川以东を除く。）」を「朝霧町1丁目から3丁目まで」に改め、同部明舞交番の項所管区域の欄を次のように改める。

明石市のうち

松が丘1丁目から5丁目まで 松が丘北町の一部（朝霧川以東） 大蔵谷奥 朝霧東町1丁目から3丁目まで 朝霧南町1丁目から4丁目まで

別表第1兵庫県姫路警察署の部姫路駅前交番の項中「姫路市駅前町」を「姫路市西駅前町」に改め、同部御幸通交番の項及び姫路駅南交番の項を次のように改める。

御幸通交番	姫路市本町	姫路市のうち 呉服町 紺屋町 坂田町 白銀町 総社本町 二階町 西二階町 平野町 本町 元塩町 綿町
姫路駅南交番	姫路市北条	姫路市のうち 阿保 三左衛門堀西の町 三左衛門堀東の町 三条町1丁目 庄田 佃町 豊沢町 南条 南条1丁目から3丁目まで 南畝町 南畝町1、2丁目 北条 北条1丁目 北条梅原町 北条永良町 北条宮の町 南駅前町 安田4丁目の一部（1番地）

別表第1兵庫県姫路警察署の部手柄交番の項を削り、同部神田交番の項及び岡町交番の項を次のように改める。

神田交番	姫路市神田町3丁目	姫路市のうち 神田町1丁目から4丁目まで 定元町 東雲町1丁目から6丁目まで 千代田町 土山1丁目から3丁目まで 土山東の町 花影町1丁目から4丁目まで 船橋町2丁目から6丁目まで 南今宿 南車崎1、2丁目 元町
岡町交番	姫路市岡町	姫路市のうち 嵐山町 岩端町 岡町 柿山伏 景福寺前 琴岡町 小利木町 材木町 鷹匠町 龍野町1丁目から6丁目まで 西新町 農人町 船丘町 柳町 山畑新田 吉田町

別表第1兵庫県姫路警察署の部今宿交番の項及び井ノ口交番の項を削り、同部飾西交番の項、書写交番の項、田寺交番の項、八代交番の項、野里交番の項及び野里駅前交番の項を次のように改める。

飾西交番	姫路市飾西	姫路市のうち 青山 青山1丁目から6丁目まで 青山北1丁目から3丁目まで 青山西1丁目から5丁目まで 青山南1丁目から4丁目まで 打越 上手野の一部（夢前川中央線以西） 川西 川西台 飾西 飾西台 実法寺 町田 西夢前台1丁目から3丁目まで 白鳥台1丁目から3丁目まで 緑台1、2丁目
書写交番	姫路市書写台1丁目	姫路市のうち 刀出 刀出栄立町 書写 書写台1丁目から3丁目まで 菅生台 田井台 六角
田寺交番	姫路市田寺1丁目	姫路市のうち 北夢前台1丁目 田寺1丁目から8丁目まで 田寺東1丁目から4丁目まで 田寺山手町 辻井1丁目から9丁目まで 東辻井1丁目から4丁目まで 御立北1丁目から4丁目まで 御立中1丁目から8丁目まで 御立西1丁目から6丁目まで 御立東1丁目から6丁目まで

八代交番	姫路市八代宮前町	姫路市のうち 梅ヶ谷町 上大野1丁目から7丁目まで 北新在家1丁目から3丁目まで 北平野1丁目から6丁目まで 北平野奥垣内 北平野台町 北平野南の町 北八代1、2丁目 河間町 城北新町3丁目 城北本町 新在家 新在家1丁目から4丁目まで 新在家中の町 新在家本町1丁目から6丁目まで 大寿台1、2丁目 西新在家1丁目から3丁目まで 西大寿台 西八代町 坊主町 南新在家 南八代町 八代 八代東光寺町 八代本町1、2丁目 八代緑ヶ丘町 八代宮前町 山野井町
野里交番	姫路市広峰2丁目	姫路市のうち 伊伝居 威徳寺町 梅ヶ枝町 大野町 鍵町 鍛冶町 米屋町 五郎右衛門邸 城北新町1、2丁目 白国1丁目 野里上野町1、2丁目 野里慶雲寺前町 野里新町 野里月丘町 野里寺町 野里中町 野里東同心町 野里東町 野里堀留町 野里大和町 広峰1、2丁目 福本町 峰南町 増位本町1、2丁目
野里駅前交番	姫路市増位新町1丁目	姫路市のうち 白国 白国2丁目から5丁目まで 城見台1丁目から4丁目まで 西中島 野里（通称二本松を除く。） 広嶺山 保城 増位新町1、2丁目

別表第1兵庫県姫路警察署の部京口交番の項、天神前交番の項及び花田交番の項を次のように改める。

京口交番	姫路市国府寺町	姫路市のうち 生野町 金屋町 神屋町1丁目 神屋町4丁目 京口町 国府寺町 五軒邸1丁目から4丁目まで 幸町 塚町 下寺町 城東町 城東町京口台 城東町五軒屋 城東町清水 城東町竹之門 城東町中河原 城東町野田 城東町毘沙門 大黒壺丁町 竹田町 天神町 同心町 橋之町 福居町 睦町 八木町
天神前交番	姫路市大善町	姫路市のうち 市川台1丁目から3丁目まで 市川橋通1、2丁目 市之郷 市之郷町1丁目から4丁目まで 京町1丁目から3丁目まで 楠町 城見町 神和町 大善町 東郷町 野里の一部（通称二本松） 日出町1丁目から3丁目まで 双葉町 丸尾町 宮上町1、2丁目 宮西町1丁目から4丁目まで 若菜町1、2丁目
花田交番	姫路市花田町加納原田	姫路市のうち 花田町一本松 花田町小川 花田町加納原田 花田町上原田 花田町 高木 花田町勅旨

別表第1兵庫県姫路警察署の部御国野交番及び別所交番の項を削り、西脇駐在所の項及び林田交番の項を次のように改める。

西脇駐在所	姫路市西脇	姫路市のうち 相野 石倉 太市中 西脇
林田交番	姫路市林田町林谷	姫路市のうち 林田町奥佐見 林田町上構 林田町口佐見 林田町久保 林田町下構 林田町新町 林田町中構 林田町中山下 林田町林田 林田町林谷 林田町松山 林田町六九谷 林田町八幡 林田町山田

別表第1兵庫県姫路警察署の部豊国交番の項及び八重畑駐在所の項を次のように改める。

豊国交番	姫路市飾東町豊国	姫路市のうち 飾東町唐端新 飾東町北山 飾東町佐良和 飾東町塩崎 飾東町志吹 飾東町庄 飾東町豊国 飾東町夕陽ヶ丘
八重畑駐在所	姫路市飾東町八重畑	姫路市のうち 飾東町大釜 飾東町大釜新 飾東町小原 飾東町小原新 飾東町北野 飾東町清住 飾東町八重畑 飾東町山崎

別表第1兵庫県姫路警察署の部豊富交番の項中「豊富町豊富 豊富町甲丘1丁目から4丁目まで」を「豊富町甲丘1丁目から4丁目まで 豊富町豊富」に改め、同部山田駐在所の項所管区域の欄を次のように改める。

姫路市のうち 山田町北山田 山田町多田 山田町西山田 山田町牧野 山田町南山田
--

別表第1兵庫県飾磨警察署の部大塩交番の項中「大塩町宮前 大塩町汐咲1丁目から3丁目まで」を「大塩町汐咲1丁目から3丁目まで 大塩町宮前」に改め、同部大塩交番の項の次に次のように加える。

別所交番	姫路市別所町別所	姫路市のうち 別所町家具町 別所町北宿 別所町小林 別所町佐土 別所町佐土1丁目から3丁目まで 別所町佐土新 別所町別所 別所町別所1丁目から5丁目まで
------	----------	---

別表第1兵庫県飾磨警察署の部的形駐在所の項中「的形町的形 的形町福泊」を「的形町福泊 的形町的形」に改め、同部的形駐在所の項の次に次のように加える。

御国野交番	姫路市御国野町国分寺	姫路市のうち 四郷町明田 四郷町上鈴 四郷町坂元 四郷町中鈴 四郷町東阿保 四郷町本郷 四郷町見野 四郷町山脇 御国野町国分寺 御国野町御着 御国野町西御着 御国野町深志野
-------	------------	---

別表第1兵庫県飾磨警察署の部東山交番の項中「東山 継 奥山 北原 兼田」を「奥山 兼田 北原 継 東山」に改め、同部白浜交番の項中「白浜町宇佐崎南2丁目 白浜町寺家1、2丁目 白浜町神田1、2丁目」を「白浜町宇佐崎南1、2丁目 白浜町神田1、2丁目 白浜町寺家1、2丁目 白浜町灘浜」に改め、同部妻鹿交番の項中「飾磨区妻鹿日田町 飾磨区妻鹿常盤町」を「飾磨区妻鹿東海町 飾磨区妻鹿常盤町 飾磨区妻鹿日田町」に改め、同部飾磨東交番の項所管区域の欄を次のように改める。

姫路市のうち 三条町2丁目 飾磨区阿成 飾磨区阿成植木 飾磨区阿成鹿古 飾磨区阿成下垣内 飾磨区阿成中垣内 飾磨区阿成渡場 飾磨区上野田1丁目から6丁目まで 飾磨区三和町 飾磨区下野田1丁目から4丁目まで 飾磨区玉地の一部（飾磨大橋以南） 飾磨区中島 飾磨区中島1丁目から3丁目まで 飾磨区中野田1丁目から4丁目まで 飾磨区野田町 飾磨区堀川町

別表第1兵庫県飾磨警察署の部飾磨東交番の項の次に次のように加える。

手柄交番	姫路市東延末	姫路市のうち 飯田 飯田1丁目から3丁目まで 亀山 亀山1、2丁目 栗山町 手柄 手柄1、2丁目 西延末 延末 延末1丁目 東延末 東延末1丁目から5丁目まで 安田1丁目から3丁目まで 安田4丁目(1番地を除く。)
------	--------	--

別表第1兵庫県飾磨警察署の部清水交番の項所管区域の欄を次のように改める。

姫路市のうち
 飾磨区恵美酒（飾磨小学校東側市道以西のうち飾磨小学校北側市道を除く以南産業道路以西を除く。） 飾磨区亀山 飾磨区栄町 飾磨区清水 飾磨区清水1丁目から3丁目まで 飾磨区玉地（飾磨大橋以南を除く。） 飾磨区玉地1丁目 飾磨区都倉1丁目から3丁目まで 飾磨区三宅1丁目から3丁目まで

別表第1兵庫県飾磨警察署の部宮交番の項の次に次のように加える。

井ノ口交番	姫路市井ノ口	姫路市のうち 井ノ口 岡田 西庄 玉手 玉手1丁目から4丁目まで 中地 中地南町 町坪 町坪南町 土山4丁目から7丁目まで 苫編 苫編南1、2丁目
今宿交番	姫路市西今宿3丁目	姫路市のうち 今宿 上手野（夢前川中央線以西を除く。） 北今宿1丁目から3丁目まで 北夢前台2丁目 車崎1丁目から3丁目まで 下手野1丁目から6丁目まで 高岡新町 名古山町 西今宿1丁目から8丁目まで 東今宿1丁目から6丁目まで 東夢前台1丁目から3丁目まで 藤ヶ台 神子岡前1丁目から4丁目まで 山吹1、2丁目

別表第1兵庫県飾磨警察署の部英賀保駅前交番の項中「飾磨区英賀清水1丁目から3丁目まで」を「飾磨区英賀清水町1丁目から3丁目まで」に改め、同部広畑交番の項及び八幡交番の項を削り、同表兵庫県網干警察署の部新在家交番の項及び本町交番の項を次のように改める。

新在家交番	姫路市網干区新在家	姫路市のうち 網干区大江島 網干区大江島寺前町 網干区大江島古川町 網干区興浜の一部（揖保川以東のうち網干川以北） 網干区垣内北町 網干区垣内中町 網干区垣内西町 網干区垣内東町 網干区垣内本町 網干区垣内南町 網干区北新在家 網干区新在家の一部（網干川以北） 網干区宮内 網干区余子浜
本町交番	姫路市網干区新在家	姫路市のうち 網干区網干浜 網干区興浜の一部（揖保川以東のうち揖保川以北を除く。） 網干区新在家（網干川以北を除く。） 網干区浜田の一部（揖保川以東）

別表第1兵庫県網干警察署の部吉美交番の項所管区域の欄を次のように改める。

姫路市のうち
 大津区恵美酒町1、2丁目 大津区勘兵衛町1丁目から5丁目まで 大津区吉美 大津区新町1、2丁目 大津区天神町1、2丁目 大津区平松 大津区真砂町

別表第1兵庫県網干警察署の部網干駅前交番の項中「網干区坂上 網干区坂出 網干区和久 網干区高田」を「網干区坂出 網干区坂上 網干区高田 網干区和久」に改め、同部東芝前交番の項中「余部区上河原」を「余部区上川原」に改め、同部勝原交番及び天満交番の項を次のように改める。

勝原交番	姫路市勝原区山戸	姫路市のうち 勝原区勝原町 勝原区勝山町 勝原区熊見 勝原区下太田 勝原区宮田 勝原区山戸 勝原区丁
天満交番	姫路市大津区天満	姫路市のうち 網干区田井 大津区大津町1丁目から4丁目まで 大津区北天満町 大津区天満 大津区長松 大津区西土井

別表第1 兵庫県網干警察署の部天満交番の項の次に次のように加える。

広畑交番	姫路市広畑区正門通2丁目	姫路市のうち 広畑区吾妻町1丁目から3丁目まで 広畑区大町1丁目から3丁目まで 広畑区北河原町 広畑区北野町1、2丁目 広畑区小坂 広畑区小松町1丁目から4丁目まで 広畑区才の一部（西日本鉄道山陽線以南） 広畑区清水町1丁目から3丁目まで 広畑区末広町1丁目から3丁目まで 広畑区正門通1丁目から4丁目まで 広畑区高浜町1丁目から4丁目まで 広畑区鶴町1、2丁目 広畑区長町1、2丁目 広畑区早瀬町1丁目から3丁目まで 広畑区東新町1丁目から3丁目まで 広畑区富士町 広畑区本町1丁目から6丁目まで 広畑区夢前町1丁目から4丁目まで
八幡交番	姫路市広畑区西夢前台6丁目	姫路市のうち 広畑区蒲田 広畑区蒲田1丁目から5丁目まで 広畑区京見町 広畑区才（西日本鉄道山陽本線以南を除く。） 広畑区城山町 広畑区西蒲田 広畑区西夢前台4丁目から8丁目まで 広畑区則直 広畑区東夢前台4丁目

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 兵庫県須磨警察署の部東須磨交番の項、若宮交番の項、高倉台交番の項、須磨寺交番の項、須磨駅前交番の項、妙法寺交番の項及び名谷中央交番の項の改正規定並びに同表兵庫県神戸西警察署の部高和駐在所の項、栄交番の項及び井吹台交番の項の改正規定並びに同表明石警察署の部朝霧町交番の項及び明舞交番の項所管区域の欄の改正規定並びに同表兵庫県姫路警察署の部姫路駅前交番の項、御幸通交番の項、岡町交番の項、飾西交番の項、書写交番の項、田寺交番の項、八代交番の項、野里交番の項、野里駅前交番の項、京口交番の項、天神前交番の項、花田交番の項、西脇駐在所の項、林田交番の項、豊国交番の項、八重畑駐在所の項、豊富交番の項及び山田駐在所の項所管区域の欄の改正規定並びに同表兵庫県飾磨警察署の部大塩交番の項、的形駐在所の項、東山交番の項、白浜交番の項、妻鹿交番の項、清水交番の項所管区域の欄及び英賀保駅前交番の項の改正規定並びに同表兵庫県網干警察署の部新在家交番の項、本町交番の項、吉美交番の項所管区域の欄、網干駅前交番の項、東芝前交番の項、勝原交番の項及び天満交番の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1 兵庫県姫路警察署の部姫路駅南交番の項の改正規定、同部手柄交番の項を削る改正規定、同部神田交番の項の改正規定並びに同部今宿交番の項、井ノ口交番の項、御国野交番の項及び別所交番の項を削る改正規定並びに同表兵庫県飾磨警察署の部大塩交番の項及び的形駐在所の項の次に次のように加える改正規定、同部飾磨東交番の項所管区域の欄の改正規定、同部飾磨東交番の項及び同部宮交番の項の次に次のように加える改正規定並びに同部広畑交番の項及び八幡交番の項を削る改正規定並びに同表兵庫県網干警察署の部天満交番の次に次のように加える改正規定 平成27年3月2日



兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

兵庫県公安委員会
委員長 塚 本 哲 夫

兵庫県公安委員会規則第9号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（公安委員会にする申請等の経由先の特例）

- 4 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第23号。以下「改正条例」という。）の施行により、警察署の管轄区域に変更のある区域に住所を有する者が、次の各号に掲げる申請等の手続を公安委員会に対してするときは、改正条例の施行日から平成28年3月31日までの間、

第1条第1項の規定にかかわらず、改正条例の改正前の住所地を管轄する署長を経由してするものとする。

- (1) 法第94条第1項（免許証の記載事項の変更）の届出
- (2) 法第94条第2項（免許証の再交付）の申請
- (3) 法第101条第1項（免許証の更新及び定期検査）及び法第101条の2第1項（免許証の更新の特例）の申請
- (4) 法第104条の4第1項（申請による免許の取消し）の申請
- (5) 法第104条の4第5項（運転経歴証明書の交付）の申請
- (6) 法第108条の2第1項第11号（免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習のうち、免許証の更新を受けようとする者の講習の申請
- (7) 令第37条の7第2項第1号（臨時適性検査）に規定する検査の申請
- (8) 規則第30条の12（運転経歴証明書の記載事項の変更）の届出
- (9) 規則第30条の13（運転経歴証明書の再交付）の申請
- (10) 規則第30条の14（運転経歴証明書）の返納

附 則

この規則は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第23号）の施行の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第403号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年12月16日

兵庫県公安委員会

委員長 塚 本 哲 夫

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成27年2月7日（土）

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成26年12月16日（火）から同月18日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成26年12月16日（火）から同月18日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成26年12月18日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,500円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{けん}牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成27年3月10日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628



兵庫県公安委員会告示第404号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年12月16日

兵庫県公安委員会

委員長 塚本 哲夫

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（^{けん}牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成27年2月7日（土）

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成26年12月16日（火）から同月18日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成26年12月16日（火）から同月18日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成26年12月18日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,000円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,450円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成27年3月10日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628